

平成31(2019)年度 国立市行政経営方針

平成30年8月

国立市

目次

第 1 行政経営方針の位置づけ	1
第 2 現状と課題	2
■経済状況等	
(1)日本の経済状況	
(2)政府動向	
(3)国立市の経済状況	
■国立市行政経営を取り巻く環境	
(1)人口動態	
(2)市民生活等	
(3)行政経営上の課題	
第 3 財政状況（平成 29（2017）年度決算の概況）	5
■決算の概況	
第 4 平成 31（2019）年度重点施策の考え方及び各施策の方向性	6
■行政評価に基づく施策の分類	
■各施策の方向性	
(1) 総コストを増加させ成果の向上を目指す施策（重点施策）	
(2) 総コストを抑えて成果の向上を目指す施策	
(3) 総コストを抑えて成果を維持する施策	
(4) 市政の推進を支える施策	
第 5 平成 31（2019）～平成 34（2022）年度実施計画の策定について	21

【参考資料】

図1 決算額の推移（一般会計）

図2 経常収支比率の推移

図3 地方債残高の推移

図4 基金残高の推移

【行政経営方針策定の経過】

第1 行政経営方針の位置づけ

本方針は、第5期基本構想第1次基本計画の施策の目的、目標を着実に達成するため、行政評価システムのPDCAサイクルを確立し、次年度の施策の取組の方向性を大枠として示し、成果の向上を図ろうとするものである。すなわち、施策評価の結果をもとに、施策の優先順位を示すとともに、平成31(2019)年度予算編成方針及び平成31～34(2019～2022)年度実施計画策定に向けた市の施策の方向性と重点施策を示すものである。

市の行政組織のすべての構成員に課せられた責務は、住民福祉の向上を図るため、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現に努めることである。本方針を踏まえて予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに、事業のスクラップアンドビルドを行ったうえで精選した事業を積極的に展開していくこととする。

第1期基本構想以来、市民に一貫して引き継がれてきた「人間を大切にする」という基本理念のもと、「文教都市くにたち」のまちづくりのため、第5期基本構想の「政策の視点」を受けた以下の重点項目を中心に事業を選定していくこととする。

また、全施策に共通すべき理念として「人権の尊重」を掲げることとし、政策9「自治体経営」の下に位置づけられる基本施策については、市政の推進を支える施策として位置付けることとする。

《第5期基本構想のまちづくりの目標》

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち
文教都市くにたち

第5期基本構想の「政策の視点」を受けた

平成31(2019)年度国立市行政経営方針の重点項目

1. 次世代の育成
2. 安心・安全の確保
3. 国立ブランドの向上

第2 現状と課題

■経済状況等

(1) 日本の経済状況

我が国の景気は、個人消費が持ち直しており、設備投資が緩やかに増加している。また、企業収益が改善し、雇用情勢が着実に改善していることなどから「緩やかに回復している」と基調判断されている（月例経済報告 平成30年7月 内閣府）。

日本銀行の「経済・物価情勢の展望（2018年7月）」によれば、基本的見解《概要》として「日本経済の先行きを展望すると、2018年度は海外経済が着実な成長を続けるもとで、きわめて緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどを背景に、潜在成長率を上回る成長を続けるとみられる。2019年度から2020年度にかけては、設備投資の循環的な減速や消費税率引き上げの影響を背景に、成長ペースは鈍化するものの、外需にも支えられて、景気の拡大基調が続くと見込まれる」とされている。

(2) 政府動向

政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」を平成30年6月に閣議決定している。当面の財政運営と2019年度予算に向けた考え方としては、「少子高齢化という最大の壁に立ち向かい、持続的な経済成長を実現していくため、人づくり革命及び生産性革命を実現・拡大し、潜在成長率の引上げを進めるとともに、成長と分配の経済の好循環の拡大を目指す。2019年10月1日における消費税率の10%への引上げを確実に実現できる経済環境を整備するとともに、消費税率引上げによる需要変動の平準化に万全を期す」と示されたところである。

また、消費税率引き上げによる税収のうち、1.7兆円分を幼児教育・保育無償化に充てるとされており、0～2歳の保育は住民税非課税世帯を無償、幼稚園・認可保育所などに通う3～5歳児は原則全世帯を無償という方針が示された。

(3) 国立市の経済状況

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査結果」によれば、国立市内小売業者の年間商品販売額は前回調査よりも182億円増の620億円、小売吸引指数は0.12ポイント増の0.89となった。

多摩地域全体へと目を転じれば、多摩信用金庫経営戦略室地域経済研究所の「多摩けいざい No.85 2018年7月号」（季刊）によると、総評として「多摩地域の景気は、横ばいが続いている」とされ、「企業活動は活発であり、雇用面では変わらず堅調な推移を続けていますが、一方で消費に弱さが見られます」と分析されている。また、4月～6月の多摩の中小企業の景気動向調査による業況判断について前期はほぼ横ば

いであるものの、来期見込みは+4 ポイント増と好調感を強める見通しとまとめられている。有効求人倍率については、2018 年 4 月期において東京都が 2.15 倍であるのに対し、多摩地域は 1.11 倍であり、全国の 1.60 倍を大きく下回っている状況である。

■国立市行政経営を取り巻く現状

(1) 人口動態

国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略（平成 28 年 3 月）における平成 30（2018）年度の推計人口（独自推計）は 74,459 人であり、減少基調に入ると推計していた。しかしながら、平成 30 年 8 月 1 日現在の本市の人口は 76,167 人（前年同月比+385 人）であり、一貫して微増傾向が続いている。

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」においても、当市の人口は 2030 年まで増加を続けると推計されている。その後、減少基調となるものの、2040 年において対 2015 年比 100%という総人口指数が示されている。ただし、人口構成については少子高齢化の波を受け、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢人口が増える見込まれている。

(2) 市民生活等

本市の納税義務者数は年々増加しており、平成 30 年 7 月 1 日現在で 39,502 人、対前年同日比+650 人で過去最多となっている。定年延長や共働き家庭の増加などが要因として推測されるが、この納税義務者の増加と景気回復があいまって平成 29 年度の個人市民税は対前年度に比べ約 5,000 万円増の 69 億 5,200 万円となった。

第 10 回国立市民意識調査（平成 30 年 3 月）では、「これからも国立市に住み続けたいと思う」市民の割合（「ずっと住み続けたい」「当分住み続けたい」の合計）は 80.2%であり、高い水準を維持している。しかしながらクロス集計分析を行うと南武線以北の地域の平均が 81.9%であるのに対し、南武線以南の地域の平均は 74.6%である。また、最も高い中地域が 83.4%であるのに対し、最も低い青柳地域は 70.6%であり、地域差が生じている状況である。

子育て環境については、18 歳以下の子どもがいる市民を対象にした「子育てのしやすい環境が整っていると思う」市民の割合（「思う」「わりと思う」の合計）は 55.6%で、前年度の 49.9%から増加した。保育園待機児童数(旧定義)は平成 30 年 4 月 1 日現在で 81 人であり、前年同日（125 人）より 44 人減少している。

(3) 行政経営上の課題

平成 29 年度決算における経常収支比率は 95.0 と前年度に比べ 2.3 ポイント増加した。増加の要因の 1 つが分子（経常的経費充当一般財源）における義務的経費の増で

あるが、中でも人件費は対前年度比＋4 億 996 万円、9.8%増の増となっている。退職者数の増に伴う退職手当の増や人事院勧告による給与改定の増に加え、正規職員数、嘱託員数の増加の影響も大きい。決算額では対前年度比＋約 2 億 7,950 万円、5.7%増の 51 億 7,935 万円となった。人件費比率は 17.6%で、これは多摩 26 市で最も高い数値（速報値。うち職員給は 9.7%で同 4 番目）である。人件費の内訳では、委員報酬等が約 3,400 万円増となっており、非正規職員の増加が要因と見込まれる。

これらのことから、本年 3 月に定めた「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に則り、時間外勤務時間数減の取り組みを更に強化するとともに、職員定数減を確実に行わなければならない。また、非正規職員については、2020 年度から導入される会計年度任用職員制度の検討を進め、新規採用を厳に慎む必要がある。

また、2019 年 10 月に予定される消費税率引き上げについては、引き換えに廃止となる自動車取得税交付金の減や、物件費の増などにより大きな歳入増を見込めない一方、幼児教育・保育無償化のスキームによっては大きな歳出増の可能性があり、今後の動向を注視していく必要がある。上記のとおり、消費税率の引き上げは行政運営に関するコストを増加させる一面もあり、使用料・手数料の見直しを行う等、歳入・歳出の均衡を図ることも必要となる。

第3 財政状況（平成29（2017）年度決算の概況）

■決算の概況

平成29（2017）年度における国立市一般会計の歳出は、前年度に比べ投資的経費が大きく減少したものの、退職手当の増や扶助費の伸び等により、歳出決算額は前年度に比べ8,753万円増の293億6,434万円となった。また、歳入では、税連動交付金の増や扶助費の増に伴う国庫支出金・都支出金の増があったものの、投資的経費の減少に伴い国庫支出金・都支出金・基金繰入金が大きく減少したため、歳入決算額は前年度に比べ9,539万円減の299億4,297万円となった。市税収納率は現年分99.73%、滞納繰越分66.35%と、全国トップクラスであった前年度を更に超える率となった。

基金は、財政運営の更なる安定化に向け、財政調整基金への積み立てに加え、当初予算に計上した基金の取り崩しを一部留保したことにより、基金残高は前年度に比べ5億3,105万円増の59億750万円となった。また、地方債残高は、前年度に比べ7億655万円減の139億9,857万円となった。一方、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は95.0%と、前年度の92.7%に比べ2.3ポイント悪化した。増加の要因は、分母（経常一般財源）が税連動交付金の増等により1億1,728万円の増だったのに対し、分子（経常的経費充当一般財源）が義務的経費の伸び等により4億7,726万円の増となったことによる。

今後も高齢化の進展に伴い介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金が増加する見通しとなっている。更に、生活保護費、障害者福祉サービス費を筆頭に扶助費も膨らみ続け、公共施設の老朽化対策も必要となってくることが予想されている。歳出が増大するのに対し、人口減少により市税の根幹である個人市民税は減少していくことが予想されている。このような中長期的なリスクを考えると国立市の財政状況は楽観視できるものではない。国立市が目指すまちの将来像を実現するためにも、引き続き財政健全化に取り組む必要がある。

第 4 平成 31（2019）年度重点施策の考え方及び各施策の方向性

■行政評価に基づく施策の分類

平成 31（2019）年度の施策の方向性については、課長層による施策評価会議における成果等の振り返りを経て、理事者及び部長層による施策優先度評価会議において、成果の向上と維持並びにコストの増加、維持及び抑制の視点から検討し、以下(1)から(3)までの 3 つの区分に分類した。また、内部管理的な要素の強い施策については、「(4) 市政の推進を支える施策」に分類した。これらの分類のうち、総コストを増加させ成果の向上を目指す施策を重点施策に位置付ける。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、重点施策のコストの増加分については原則として他の施策でコストを削減するとともに歳入増加の取組を行うことにより、全体的な財政フレームを調整していくものである。

(1)総コストを増加させ成果の向上を目指す施策（重点施策）

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していない又は特に推進すべき施策であると考えられ、成果を向
上させるため、施策内の事務事業を再編・整理・見直し行いつつも、コストを増
加してでも取り組むべき最優先の分野の施策

(2)総コストを抑えて成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していないと考えられるため、他の施策に先んじて成果の向上を
目指す施策であるが、施策内の事務事業を再編・整理・見直しすることによりコ
ストを抑える分野の施策

(3)総コストを抑えて成果を維持する施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が一
定水準に達していると考えられるため、成果を維持する施策であるが、施策内
の事務事業を再編・整理・見直しすることによりコストを抑える分野の施策

(4)市政の推進を支える施策

(1)～(3)の施策を推進しつつ、持続可能なまちとしてありつづけるため、その
基礎となる財政運営や職員の能力向上、時代の変化にあわせた事務事業の改善、
公共施設マネジメント、情報の保護及び発信等の主に内部管理を行う分野の施策

■ 各施策の方向性

全施策に共通すべき理念 「人権の尊重」

(1)重点施策（コストを増加させ成果の向上を目指す施策）

次世代の育成 （産んでよし、育ててよしのまち）

- ③子育て環境の充実
- ④地域ぐるみでの子育て支援
- ⑤学校教育の充実

安心・安全の確保 （24時間安心安全のまち）

- ⑬防災体制の充実

国立ブランドの向上 （文化と芸術が香るまち）

- ⑥文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護

（個性ある賑わいと自然の共生したまち）

- ②②市街地整備の推進
- ②③南部地域の整備

(2)コストを抑えて成果の向上を目指す施策

- ①人権・平和の推進
- ②男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援
- ⑧スポーツの振興
- ⑨健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化
- ⑩高齢者福祉の充実
- ⑪しょうがいしゃの支援
- ⑫支え合いの地域づくりと自立支援

- ⑮コミュニティ活動の促進
- ⑲ごみの減量と適正処理
- ⑳道路の整備と適正管理
- ㉑交通環境の整備
- ㉒地域特性を活かしたまちづくりの推進
- ㉒商工業振興と観光施策の強化
- ㉒農業振興と農地保全の推進

コストは抑えつつも成果
の向上を図る

(3)コストを抑えて成果を維持する施策

- ⑦生涯学習の環境づくり
- ⑭防犯対策の強化
- ⑯消費生活環境の整備
- ⑰花と緑と水のある環境づくり
- ⑱環境の保全
- ㉕下水道の整備・維持・更新

成果が一定の水準に達して
いるため成果を維持する

(4)市政の推進を支える施策（持続可能なまち）

- ⑳⑧変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営

- ㉑⑨情報の積極的な発信と共有・保護

- ㉓⑩市民連携・市民協働・市民参画の推進

- ㉓⑪将来にわたって持続可能な財政運営

- ㉓⑫公共施設マネジメントの推進

次 世 代 の 育 成 （産んでよし、育ててよしのまち）

これまで待機児童解消に向けた取組や子ども総合相談窓口の開設など、子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに取り組んできた。また、学校教育においては学力向上、体力向上をはじめとする取組を効果的に推進している。引き続き、子育て期の世帯を対象とする更なる支援の充実、文教都市にふさわしい教育水準の向上に向けて次の施策を推進するとともに、耐用年数の迫る施設等の整備・更新にも適切に対応する。

<基本施策3 子育て環境の充実>

- 平成 31（2019）年 4 月には新たな認可保育所 2 園を開設するとともに、認証保育所の認可化により待機児童の解消を目指す。
- 市からの社会福祉施設の受託経営を行う社会福祉事業団を設立する。社会福祉事業団は、保育所運営にとどまらず、市全体のモデルケースとなるような新たな保育・幼児教育の研究と実践を積極的に展開する。
- 矢川保育園の新園舎建設に向けて実施設計を進める。
- 平成 29（2017）年 7 月に子ども総合相談窓口「くにサポ」を開設し、妊娠前から子育て期までのワンストップの支援を実現している。「くにサポ」の機能を強化し、「子育て世代包括支援センター」の設置に向け、特定妊婦等への支援プラン作成や地域の様々な関係機関との連携強化を進める。
- 乳幼児期から「非認知能力」の向上の視点を取り入れ、子どもの力を伸ばすため、幼児教育推進プロジェクトを進める。具体的には、幼児教育の理解を促す啓発事業を行うほか、平成 30（2018）年度より開始を予定している未就園児の非認知能力向上のための親子通所事業による幼児教育の実践、幼稚園や保育園など関係機関との合同研修・合同研究を進める。
- 次期「子ども・子育て支援事業計画」を策定する。
- 平成 32（2020）年度には市内に児童発達支援センターが整備される予定であることから、現在市で行っている発達支援事業のあり方について検討を進める。

＜基本施策 4 地域ぐるみでの子育て支援＞

- ひきこもり等の課題を抱える若者への対応や子どもの貧困対策について、庁内及び関係機関との連携により具体的な支援を検討するため、平成 30（2018）年度には「子ども・若者支援連携会議」を設置した。また、ひきこもり等に関する情報共有や研究を行うため、「子ども・若者支援地域ネットワーク」の設置について検討を行っている。平成 31（2019）年度にはひきこもり当事者に向けた支援プログラムや居場所について検討を進める。
- 平成 30（2018）年度から、一小・三小・四小・七小の 4 校の学童保育所で 4～6 年生の受け入れを開始した。平成 31（2019）年度からは、残りの 4 校でも受け入れを開始し、全ての学童保育所で 4～6 年生の学童保育を実施する。
- 子ども人権オンブズマンによる子どものための相談体制が整備され、周知・啓発を行っている。SNS を活用した相談受付の調査研究など、子ども人権オンブズマンへの子ども自身からの相談を受けやすくするための工夫を行うとともに引き続き周知・啓発を行う。
- 国内外への子どもの派遣を通じて、子どもが様々な体験をすることにより、青少年育成やグローバルな人材の育成を推進する。

＜基本施策 5 学校教育の充実＞

- プログラミング教育、小学校外国語教育等学習指導要領の移行期を踏まえた教育活動の充実を図る。
- インクルーシブ教育の理念を踏まえ、多様化する合理的配慮のニーズに対応するための支援体制を構築する。
- 矢川学童保育所が第六小学校内に移転することに伴い、午前中のみであった小学校適応指導教室の終日開室を進める。また、中学校特別支援教室を全校で開室することにより、特別支援教育の更なる充実を図る。
- 第二小学校は、平成 34（2022）年度末に公共施設保全計画に定める耐用限度を迎える。建替えへ向け、平成 30（2018）年度から進めている地域関係者を含む連絡協議会での意見を踏まえてマスタープランを作成する。また、同様に耐用限度が近づいている第一中学校の特別教室棟については、機能移転やそれに伴う普通教室棟の機能向上も含めた検討を進める。
- 安全安心な学習環境を整えるため、平成 30（2018）年度に引き続き第六小学校校舎の非構造部材耐震化対策等工事（第 2 期）を行う。
- 安心・安全な給食の提供を継続しながら、給食センター建替えに向けた取り組みを進めていく。

安 心 ・ 安 全 の 確 保 (2 4 時 間 安 心 安 全 の ま ち)

震災や豪雨災害、異常気象による酷暑など自然災害が市民生活に影響を与えるリスクが高まっている。市民が心豊かに暮らし、いきいきと活動し、新しいことに挑戦し、日常の楽しみや幸せを感じ取るための土台というべき「安心・安全」の確保に向けて、地震や災害への対策を充実するため、次の施策を推進する。

また、既に高水準にある治安の良さは引き続きその水準を維持するように取り組むとともに、団塊世代が後期高齢者となる 2025 年以降は医療・介護の需要がさらに高まることが予想されることから、先進的に取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築を推進する。

<基本施策 13 防災体制の充実>

- 平成 30（2018）年には 6 月に大阪府北部を震源として発生した阪神大震災以来の都市型の大きな震災であった大阪北部地震のほか、7 月には中国四国地方を中心に大きな被害が生じた豪雨災害が発生した。国立市においても、多摩直下地震や多摩川の浸水危険など災害の発生リスクを抱えている。その中でも特に大きな被害をもたらすと想定される地震災害に対し、あらかじめ被害を発生させない又は被害を低減させるべく、国立市の被害特性を考慮した効果的な減災対策を行うため、平成 29（2017）年度に「減災対策推進アクションプラン」を策定した。
- 「減災対策推進アクションプラン」に基づき、既に実施している感震ブレーカー設置促進事業、老朽化ブロック塀撤去助成事業、地域配備消火器増設事業のほか、防災案内板設置更新事業、防災教育推進事業、家庭用消火器配備促進事業等を実施する。
- 大規模な災害が発生した場合、流通の機能停止等により物資が不足する事態が想定される。これに対応するため、国立市備蓄計画に基づき、生命維持に不可欠な品目から重点的に防災備蓄品の整備を進める。また、マンホールトイレの整備を進める。
- 平成 30（2018）年度には避難行動要支援者名簿システムの導入を予定しており、個別支援計画の作成を含めた実効的な避難支援体制の構築を進める必要がある。また、災害時には、認知症や難病患者等の医療的ケアが必要な被災者が発生する。こうした被災者に対しては、避難所や医療の提供、医薬品の確保等、多くの課題が存在する。これらの課題に対応するため、支援のニーズについて調査・研究を進めるとともに、対応策について検討を行う。

国立ブランドの向上 (個性ある賑わいと自然が共生したまち) (文化と芸術が香るまち)

緑あふれる景観や自然、個性ある賑わいは国立市の大きな魅力のひとつである。今後、活力のあるまちとして持続的に発展し、国立ブランドを高め、シビックプライドの醸成による「住み続けたいまち」に向けて、国立駅周辺地域、富士見台地域、南部地域のそれぞれの持つ魅力を高めるまちづくりを推進する。

また、再築工事中の旧国立駅舎や本田家住宅等の貴重な文化財を活用してまちの魅力を高めるとともに、市民生活を豊かにし、都市を彩る文化・芸術分野の施策を推進する。

<基本施策 22 市街地整備の推進>

- くにたち駅前市民プラザが平成 30（2018）年 5 月にオープンし、平成 30（2018）年度末までに国立駅北口駅前広場の整備が完了する予定であり、国立駅周辺地域の整備は徐々に具体化している。
- 平成 31（2019）年度には現在工事中である国立市のシンボルであった旧国立駅舎の再築の完了を目指すとともに、再築後の旧国立駅舎の開設準備を進める。
- 国立駅周辺道路の整備については、北第 1 号線の改良工事に着手し、都市計画道路 3・4・10 号線（南工区）の平成 32（2020）年度完成に向けた整備を進める。
- 富士見台地域を少子高齢社会に対応した、だれもが住みやすい理想的な住空間とし、老いても若くても安心して暮らせる地域とするため、地域住民やUR都市機構と協力しながら富士見台地域まちづくりビジョンを策定した。ビジョンでは 11 のまちづくりの取組を掲げており、特に「大規模団地の再生計画の進捗と共に取り組むまちづくりの推進」を進めるため、富士見台地域重点まちづくり構想の策定に着手している。平成 31（2019）年度にはこの重点まちづくり構想案をまとめる。
- 都営矢川北アパートの建替えにより生じる空地を活用するため、矢川公共用地（都有地）活用計画を策定し、平成 30（2018）年度には基本計画の策定を進めている。平成 33（2021）～34（2022）年度の開設に向けて、引き続き基本設計・実施設計を行う。

<基本施策 23 南部地域の整備>

- 平成 26 (2014) 年 8 月に策定した「国立市南部地域整備基本計画」に掲げる南部地域の将来像「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」の実現に向け、施策を推進している。
- 「市民生活を支える道路整備の推進」のため、市道優先整備路線の整備を進めるとともに、日常生活に密着した区画道路では生活の利便性向上、歩行者・自転車通行の安全性確保、通行支障の改善、消火活動の円滑化等を目的に、幅員 4 メートル未満の狭あい道路整備のための新たな制度を活用して、狭あい道路の解消に向けた取り組みを進める。
- 町名地番整理事業を引き続き計画的に進め、「適正な土地利用の推進」を図る。
- 地域資源である農地、緑、水資源を保全、活用し、また歴史・文化・自然環境を活かして「魅力あるまちづくりの推進」を目指す。

<基本施策 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護>

- 寄贈を受けた本田家住宅の貴重な文化財については、平成 30 (2018) 年度に保存活用計画を策定する予定である。今後、東京都指定文化財の指定を目指すとともに、保存活用計画に基づいた解体復元工事に向けて準備を進める。
- 市指定文化財である旧国立駅舎の再築工事を適切に進めるとともに、再築後の旧国立駅舎の活用方法、管理運営方法の検討を進める。
- 平成 30 (2018) 年 3 月に国立市文化芸術条例が制定され、現在、(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画の策定を進めている。計画策定後は、文化芸術施策を推進するため、計画に基づいた事業を展開する。
- アートビエンナーレは、野外彫刻展を中心に市民が身近に芸術を感じることができるイベントとして、くにたち文化・スポーツ振興財団がこれまでに 2 回開催している。第 3 回は平成 31 (2019) 年度に開催を予定しており、文化・芸術が香るまちとしての魅力を向上させるためイベント開催に向けた支援を行う。

(2) 総コストを抑えて成果の向上を目指す施策

<基本施策1 人権・平和の推進>

- 平成 30 (2018) 年度に策定予定の(仮称) 平和人権基本条例を広く周知するため、講演会や意見交換などを通じて市民の機運醸成を図るとともに、人権問題等への救済について実効的な仕組みを検討する。
- 総合オンブズマン制度の一層の周知、定着を図り、子どもの人権に関する取組、事業者との協定などを進める。
- 庁内研修を実施して職員の人権感覚の醸成を図る。

<基本施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援>

- 平成 29 (2017) 年度に「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を策定し、イベントや企業への研修等を実施して啓発活動を行ってきた。引き続き、男女平等意識の醸成のための啓発や研修を進めるとともに第 5 次男女平等・男女共同参画推進計画の進行管理及び点検作業を行う。
- 平成 30 (2018) 年 5 月には TOKYO レインボープライドに出展するなど LGBT 施策についても推進している。多様な「性」を認め合う社会の実現のため、LGBT 当事者が地域で自分らしく暮らせるまちづくりを目指す。
- 平成 30 (2018) 年にくにたち駅前市民プラザ内に開設した「くにたち男女平等参画ステーション」の市民周知を図るとともに、女性相談のアクセスポイントとしての位置づけを確立して相談の入口としての機能を高める。
- DV 被害者等の複合的な課題を持つ相談者への対応を強化し、継続的な支援について庁内の関連部署と情報の共有化を徹底するとともに、新たな支援施策のあり方を検討する。

<基本施策8 スポーツの振興>

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、気運醸成の取組みをより一層充実させる。
- 身近に行えるスポーツであり、健康づくりの方法として、ウォーキングや各種体操の普及に取り組む。

<基本施策9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化>

- 大腸がん検診と特定健診とのセット受診や個別受診勧奨の実施などにより大腸がん検診の受診率が向上している。引き続き、健康増進計画及びがん対策アクションプランに基づき、実効性のある対策を進め、受診率の向上、生活習慣病にかかわる予防施策に取り組む。

- 市民や医師会をはじめとする関係機関と連携し健康づくりを推進する。
- 平成 30（2018）年度に策定予定の地域医療計画に基づいて施策を展開する。

<基本施策 10 高齢者福祉の充実>

- 住み慣れた地域で生活が送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく必要がある。医療と介護の連携はもちろんのこと、フレイル予防や生活支援、意思決定支援などの取り組みを進める。また、今後、地域での看取りが増加していくことが想定され、どのような支援を市が行うことができるかについて課題となっており、検討を進める。
- 第 7 期介護保険事業計画、第 5 次高齢者保健福祉計画に沿って各事業に取り組む。

<基本施策 11 しょうがいしゃの支援>

- 国立市しょうがいしゃ計画、国立市しょうがい福祉計画を推進し、進行管理を行う。
- 市内障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりを推進する。
- しょうがいのある方自身による一般就労の実態把握に努めながら、就労支援を実施する。

<基本施策 12 支え合いの地域づくりと自立支援>

- 個々の生活課題に応じた支援プロセスを通じて支え合いの地域づくりを目指す。
- 生活困窮者の自立支援の充実を図る。
- 地域づくりや地域での福祉的課題の解決を支援するため、国立市社会福祉協議会に CSW を 3 名配置している。また、国立市社会福祉協議会では平成 29（2018）年度にひきこもり家族会を立ち上げるなどひきこもりへの支援を行っている。引き続き CSW を配置するとともに、生活困窮者支援と連携し、子どもの貧困対策及びひきこもり対策を行う。
- 国立市第二次地域福祉計画に掲げた施策の推進を行う。
- 住宅確保要配慮者の居住支援策については、現在庁内検討会で議論している。支援に当たっては不動産事業者等との連携が重要であり、今後、不動産事業者等との関係づくりを進めるとともに、市が実施している居住支援に関連する既存の施策の再検討を行う。
- 成年後見制度の利用促進について、国立市社会福祉協議会の権利擁護センターと連携しながら対応策の検討を進める。また、自殺対策、再犯防止計画については、調査・研究を行っており、引き続き計画等の内容を検討する。

＜基本施策 15 コミュニティ活動の促進＞

- 地域コミュニティの活性化、空き家の適正管理と活用の推進、多文化共生社会の実現に向けた取り組みの更なる充実を目指す。
- 自治会への加入を促進する。

＜基本施策 19 ごみの減量と適正処理＞

- EPRを柱とした5Rを推進することにより、ごみの発生抑制・責任主体による資源化を推進し、国立市を環境負荷の少ない循環型社会に近づけていく。
- 販売店回収を行っている店舗の紹介やインセンティブが受けられるような制度を検討・実施し、消費者による販売店返却の周知に力を入れていく。

＜基本施策 20 道路の整備と適正管理＞

- 国立駅周辺の道路等については、北第1号線の改良工事に着手するとともに、都市計画道路3・4・10号線（南工区）の整備を進める。
- さくら通りの2車線化事業を引き続き進める。
- 「東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、都市計画道路3・4・3号線の一部区間の廃止に向けた検討を進める。
- 道路等長期修繕計画に基づき、計画的に維持管理を行う。

＜基本施策 21 交通環境の整備＞

- 計画的に交通安全対策を推進するため、交通安全計画を策定するとともに、計画の推進組織を設置する。
- 自転車の通行環境空間の整備や自転車活用推進を図るため、自転車ネットワーク計画の策定を進める。
- 谷保地域の交通不便対策としてコミュニティワゴンに代わるデマンド型交通を試行運行し、本格運行に向けた需要等を検証する。
- 高齢者、しょうがいしゃや単独では公共交通を利用できない移動制約者の移動支援の拡充を図る。

＜基本施策 24 地域特性を活かしたまちづくりの推進＞

- 宅地化や都市計画事業が進捗した地域において用途地域を見直すために、住民の合意形成が図られた地区に地区計画を定めていく。
- 現状の良好な景観を保全するとともに、国立らしい街並みや景観をさらに向上させていくために国立市都市景観形成基本計画の改訂を行う。

<基本施策 26 商工業振興と観光施策の強化>

- 現在再築工事を行っている旧国立駅舎を利用した観光案内所の設置に向けた準備を進める。
- 継続的に実施している LINK くにたちへの支援や起業プランサポート事業、企業誘致促進事業などの事業について、PDCA サイクルを回しながら業務改善を行う。

<基本施策 27 農業振興と農地保全の推進>

- 平成 29（2017）年 3 月策定の第 3 次農業振興計画にて決定した優先テーマに順次取り組んでいく。
- 市民へのくにたち産野菜の PR を通して販売促進を図る。

(3) 総コストを抑えて成果を維持する施策

<基本施策 7 生涯学習の環境づくり>

- 公民館主催事業や講座を中心に市民の学習意欲の向上や学びを地域社会に還元できる取り組みを実施する。また、若者支援事業や中高生の学習支援事業などを実施していく。
- 現在策定中の第三次国立市子ども読書活動推進計画に基づき関係機関と連携しながら事業を行っていく。

<基本施策 14 防犯対策の強化>

- 商店街等が設置する安心・安全カメラの設置費用に対する補助を継続する。
- 高齢者に対する特殊詐欺を未然に防止するため、自動通話録音機の貸与事業を推進する。
- 子ども達が危険から身を守り、社会の安全に貢献できる資質を育むため、学校における安全教育の充実を図る。

<基本施策 16 消費生活環境の整備>

- 消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、相談の実施や注意喚起・情報発信を強化することで、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指す。

<基本施策 17 花と緑と水のある環境づくり>

- 「里人会議」の開催、里山フェスタの実施等を通じて、同じ城山をフィールドとして各種事業を展開する団体等の相互の交流を深める。
- 「花と緑のまちづくり協議会」をはじめとする市民や団体と協働で各種事業を展開し、参加者同士のコミュニティの形成及び花と緑のまちづくりを進める。
- 大学通り緑地帯の保全と利活用及びそのことに伴うゾーニング等の方針について、検討委員会等で協議し方針等を策定していく。
- 老朽化ブロック塀撤去助成事業とあわせて生垣化へと誘導することにより、まちの安全性向上だけでなく緑化の推進も図ることとする。
- 雨水浸透ますの設置助成事業を継続して実施するとともに、地下水かん養域調査の結果を活用しながら地下水のかん養に取り組む。

<基本施策 18 環境の保全>

- 庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、市域全体での CO₂削減の目標値や具体的な取り組みを検討している。プロジェクトチームの報告を受け、実施可能な取り組みを進めていく。
- 環境ネットワーク会議を継続的に開催し、環境等団体間の情報共有、連携等に努める。
- 公園に設置している水銀灯の更新にあわせてLED化を進める。
- 大型の道路照明を省電力型のものに交換することで、電力消費を削減する。

<基本施策 25 下水道の整備・維持・更新>

- 公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、実施設計及び管きょの調査を実施する。
- 平成 30（2018）年度に策定する南部中継ポンプ場ストックマネジメント計画に基づき、施設の更新及び維持管理を行う。
- 公営企業会計への移行準備として、会計システムの導入、データ入力等を行う。
- 安定的な下水道事業の継続を図るため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定に着手する。

(4) 市政の推進を支える施策

<基本施策 28 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営>

- 第 5 期基本構想第 2 次基本計画の策定に取り組む。また、事務事業のスクラップアンドビルドに全庁を挙げて取り組む。
- 平成 30 (2018) 年 2 月に決定した「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に基づき、定員管理を進めるほか、会計年度任用職員制度の検討を行う。
- 改訂を予定している人材育成基本方針を推進し、人事評価を連動させた体系的な能力開発を行なう。
- 引き続き全庁的に ICT を活用した業務改善に取り組んでいく。
- 平成 30 (2018) 年度には北秋田市と交流都市の協定を締結する予定であり、イタルアルッカ市とは交流に向けた協議を開始する予定である。今後、地域間の連携による課題解決、多文化共生社会の実現、国立市の魅力の再発見・課題の再認識及び文化・芸術振興等に資するため、具体的な交流事業の実施、友好都市協定等の締結等に向けた取り組みにより都市間交流を推進する。

<基本施策 29 情報の積極的な発信と共有・保護>

- ホームページの内容を充実し、市の広報をより推進できるような仕組みを研究する。
- ツイッター、LINE 等のさらなる活用を図り、ターゲットを絞った情報発信の仕組みを構築する。
- 新たな情報発信手段（記者会見の活用など）の調査研究を行う。
- ホームページの内容充実のために、各課で保有している数値化された行政データをオープンデータとして整理し、広く公開する。

<基本施策 30 市民連携・市民協働・市民参画の推進>

- NPO 支援施策のあり方と現状とのギャップを整理し、施策の方針を改めて検討する。
- 広聴機能として、市民の声を市政につなげるための仕組みづくりを行う。

<基本施策 31 将来にわたって持続可能な財政運営>

- 平成 30 (2018) 年 2 月に決定した「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」の年次計画を達成できるよう取組を進める。
- 第 2 次基本計画の策定に合わせ、行政改革プランの策定を検討する。
- 国民健康保険税の赤字解消計画における具体的数値目標を平成 31 (2019) 年度中に定める。

- 使用料・手数料の定期的な見直しを行う。
- 新地方公会計制度に則った財務諸表のさらなる活用を行う。
- 全国トップレベルとなった市税の収納率を引き続き維持していくとともに、市債権についても「地方自治法」「国立市債権管理条例」に基づいた適正な管理を行う。

<基本施策 32 公共施設マネジメントの推進>

- 策定済である「公共下水道ストックマネジメント基本計画」及び「道路等長期修繕計画」については、それを基にした取り組みを進める。「(仮称)公共施設再編計画」は現在策定作業中であり、策定後には具体的な取り組みを進める。また、未策定の「(仮称)公園施設長寿命化計画」については策定手続きを行う。
- 公共施設やインフラ施設の安心安全の維持に努めるとともに、事業者提案制度などの公民連携の取組を推進し市の財源増加策や市民サービスの向上へ向けた事業の取り組みを進める。
- 第二小学校の建替えへ向け、地域関係者を含む連絡協議会での意見を踏まえた、マスタープランを作成し、それを基にした、設計や調査等の諸業務を実施する。また、平成 36 (2024) 年度に耐用限度を迎える第五小学校について、改築の検討へ向けた取り組みを開始する。
- 耐用限度が近づいている第一中学校の特別教室棟については、機能移転やそれに伴う普通教室棟の機能向上も含めた検討を進める。

第5 平成 31(2019)～平成 34(2022)年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。第5期基本構想及び同構想第1次基本計画に掲げるまちづくりの目標を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

平成 31 (2019) 年度から平成 34 (2022) 年度までの 4 か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

- ① 計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。
- ② 毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。
- ③ 経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。
- ④ 本経営方針に基づき、4 か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。
- ⑤ 今後策定する長期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

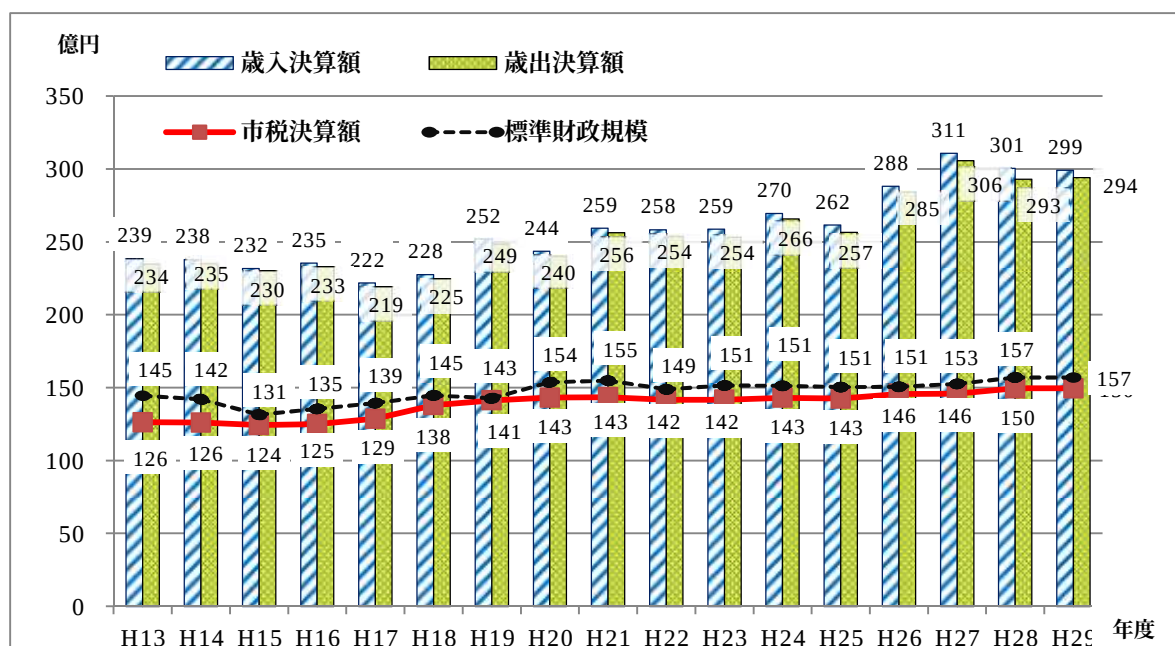
(4) 計画事業の見積もりの考え方

- ① 下記の事業について見積もること。
 - ア. 本行政経営方針における各重点施策の推進に資する事業
 - イ. 本行政経営方針において成果の向上を目指す施策のうち、施策内の事務事業を再編・整理・見直しをあわせて行うことのできる事業
 - ウ. 前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業
 - エ. その他、真に必要な政策性のある事業
- ② 計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、事業目的を効果的・効率的に達成できる方法となるよう検討すること。また、費用（コスト）対効果（サービス）の十分な検討を行うこと。特にコストについては、中長期的な視野に立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討したうえで見積もりを行うこと。

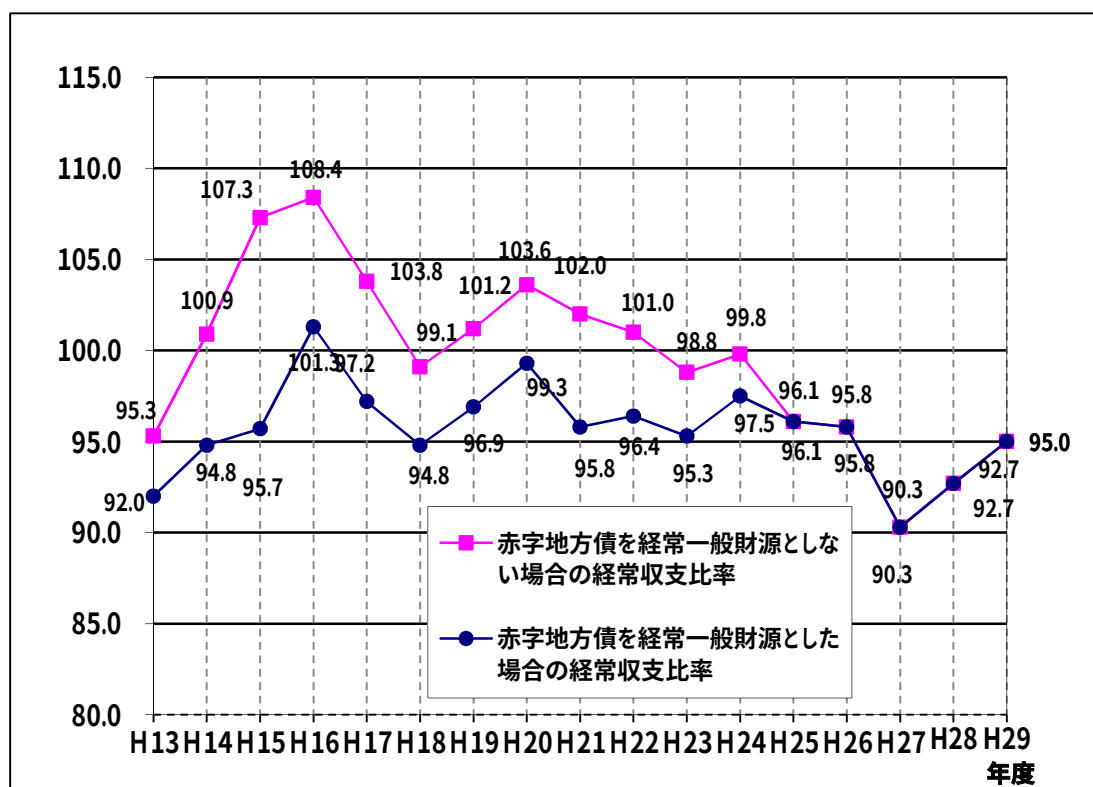
- ③ 財政状況は健全化の努力により改善してきているが、扶助費や医療・介護給付の伸びは続くことが見込まれ、また老朽化した市有施設の改修などの費用を考慮すると、まだ予断を許さない状況であることから、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。
- ④ 計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにしたうえで見積もりを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにしたうえで見積りを行うこと。
- ⑤ 人件費比率が他市と比較して最も高い水準となっており、抑制を図る必要があることから、新規事業や拡充を行う事業を企画するに当たり、正規職員のみならず嘱託職員及び臨時職員についても人員増を前提としないように見積りを行うこと。
- ⑥ 行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止、統合、組み換えについて積極的に検討すること。
- ⑦ 上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。
 - ア．行政、市民、NPO等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。
 - イ．受益と負担の均衡に配慮すること。
 - ウ．市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。

【参考資料】

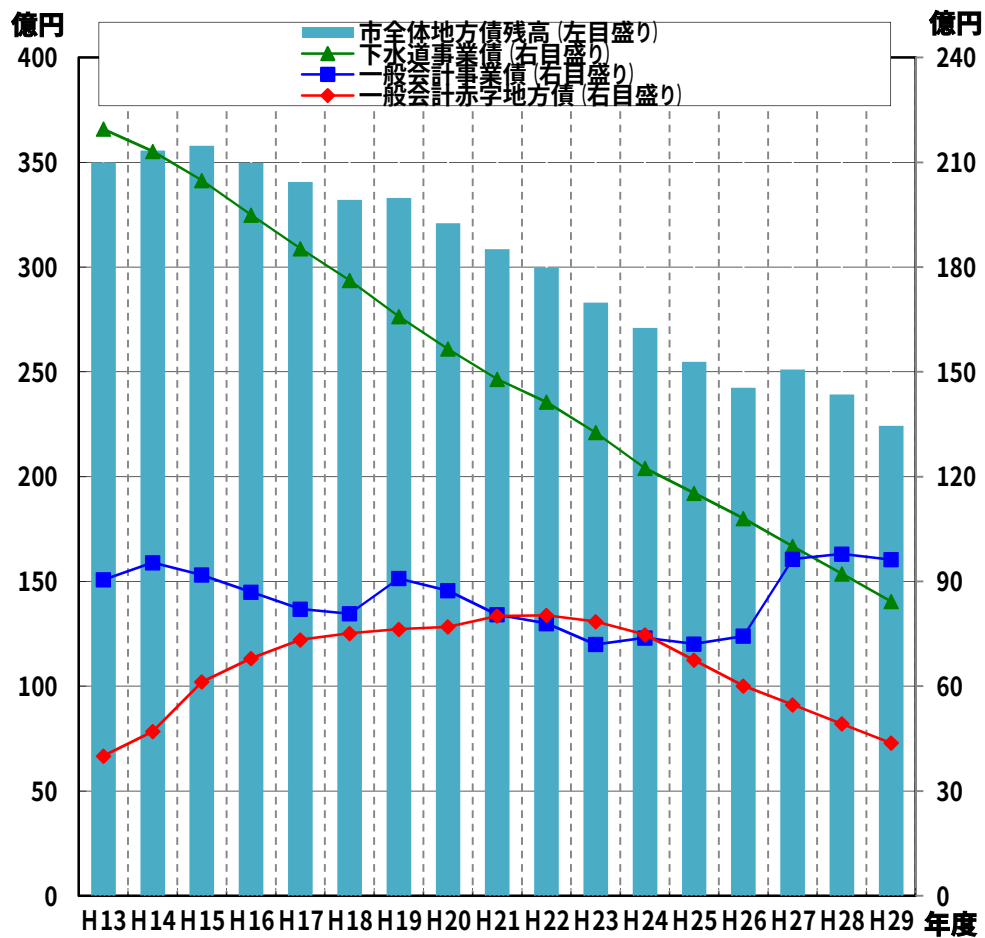
【図1 決算額の推移（一般会計）】



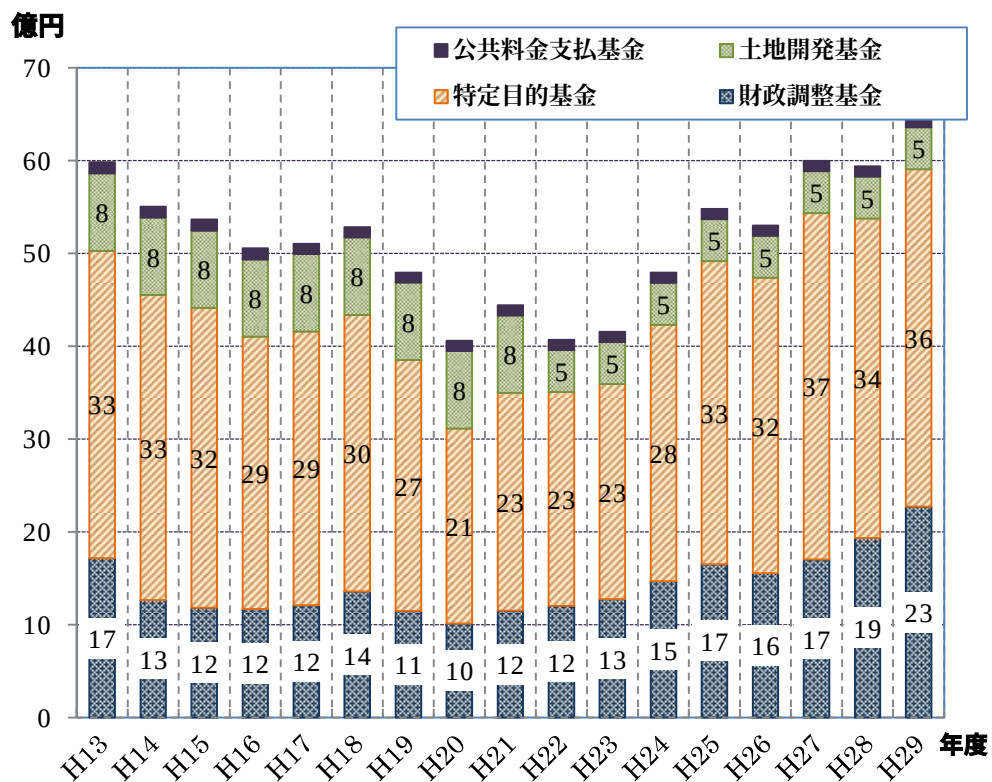
【図2 経常収支比率の推移】



【図3 地方債残高の推移】



【図4 基金残高の推移】



【行政経営方針策定の経過】

日 時	内 容
平成30年4月	【事務事業評価】 ○各課が事務事業マネジメントシートを作成することにより事務事業評価を実施した。
平成30年5月10日 ～24日	【施策評価会議】 ○基本計画に定められている全32施策について施策ごとに平成29年度の評価及び今後の方向性について議論を行った。 ○会議出席者：各施策に関係する課長
平成30年7月2日 ～3日	【施策優先度評価会議】 ○施策評価会議の議論を受け、各施策の方向性及び平成31年度の重点施策について議論を行った。 ○会議出席者：理事者及び部長職
平成30年8月21日	【庁議】 ○行政経営方針（案）の審議を行った。
平成30年8月27日	【決定】 ○庁議で合意された内容にて正式に行政経営方針として決定した。